

防府競輪場フードコートテナント業者選定に係るプロポーザル審査委員会設置要綱

令和8年8月4日制定

(設置)

第1条 防府競輪場フードコートテナント業者を選定するに当たり、公募型プロポーザル方式により最も適した提案の特定を厳正かつ公平に行うため、防府競輪場フードコートテナント業者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 企画提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 企画提案書、プレゼンテーション等の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

委員会の委員は、外部委員を2人、内部委員（行政関係者）を3人とし、次に掲げる者をもって充て、外部委員は市長が依頼する。

- (1) ○○
- (2) ○○
- (3) ○○
- (4) ○○
- (5) ○○

(委員長)

第4条 委員長は、○○をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、競輪局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月4日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日をもってその効力を失う。